

議案第40号

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年6月3日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

常勤の監査委員の退職手当に係る支給割合を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区監査委員の給与等に関する条例（平成3年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の240」を「100分の210」に改める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。